



改 正 案

（委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

第三十八条の二（略）

2 長官権限（法第九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。）のうち、法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第六十三条の四、第六十六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十七（法第九十九条において準用する場合を含む。）、第六十五条（法第五十三条の四において準用する場合を含む。）、第六十五条の九、第六十五条の五の四、第六十五条の五の八、第六十五条の十五、第六十五条の二十の十一、第六十五条の三十四、第六十五条の五十八並びに第六十五条の八十の規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報

現 行

（委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

第三十八条の二（略）

2 長官権限（法第九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。）のうち、法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第六十三条の四、第六十六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十七（法第九十九条において準用する場合を含む。）、第六十五条（法第五十三条の四において準用する場合を含む。）、第六十五条の九、第六十五条の五の四、第六十五条の五の八、第六十五条の十五、第六十五条の二十の十一、第六十五条の三十四並びに第六十五条の五十八の規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命

告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

改正案

現行

<p>（総務企画局の所掌事務）</p> <p>第二条 総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十八（略）</p> <p>二十九 金融庁設置法（以下「法」という。）第四条第三号イからフまでに掲げる者（以下「金融機関等」という。）の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>三十～三十九（略）</p> <p>四十 取引情報蓄積機関の監督に関すること。</p> <p>四十一～四十九（略）</p> <p>2 前項の場合において、同項第二十六号に掲げる事務については検査局、監督局、証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを、同項第二十七号に掲げる事務については証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを、同項第三十号及び第三十五号から第四十号までに掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第三十一号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第四十一号及び第四十四号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第四十三号に掲げる事務については公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを除く</p>	<p>（総務企画局の所掌事務）</p> <p>第二条 総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十八（略）</p> <p>二十九 金融庁設置法（以下「法」という。）第四条第三号イからケまでに掲げる者（以下「金融機関等」という。）の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>三十～三十九（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四十～四十八（略）</p> <p>2 前項の場合において、同項第二十六号に掲げる事務については検査局、監督局、証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを、同項第二十七号に掲げる事務については証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを、同項第三十号及び第三十五号から第三十九号までに掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第三十一号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第四十号及び第四十三号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第四十二号に掲げる事務については公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを除く</p>
---	---

ものとする。

(検査局の所掌事務)

第三条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。

一 (略)

二 金融商品取引法第五十六条の二第一項から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第二百三条の四、第六十六条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第六百六条の十六、第六百六条の二十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第六百六条の二十七(同法第九十九条において準用する場合を含む。)、第六百五十一条、第六百五十五条の九、第六百五十六条の五の四、第六百五十六条の五の八、第六百五十六条の十五、第六百五十六条の二十の十二、第六百五十六条の三十四、第六百五十六条の五十八及び第六百五十六条の八十、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二十二條第一項及び第二百十三條第一項から第四項まで、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二百七十七條第一項(同法第二百九条第二項(同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)

ものとする。

(検査局の所掌事務)

第三条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。

一 (略)

二 金融商品取引法第五十六条の二第一項から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第二百三条の四、第六十六条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第六百六条の十六、第六百六条の二十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第六百六条の二十七(同法第九十九条において準用する場合を含む。)、第六百五十一条、第六百五十五条の九、第六百五十六条の五の四、第六百五十六条の五の八、第六百五十六条の十五、第六百五十六条の二十の十二、第六百五十六条の三十四及び第六百五十六条の五十八、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二十二條第一項及び第二百十三條第一項から第四項まで、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二百七十七條第一項(同法第二百九条第二項(同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)

<p>収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十四条第一項の規定に基づく検査に關すること。</p> <p>三（略）</p> <p>（市場課の所掌事務）</p> <p>第十二条 市場課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十（略）</p> <p>十一 取引情報蓄積機関の監督に關すること。</p> <p>十二 有価証券の売買又はデリバティブ取引に關すること。</p> <p>十三・十四（略）</p> <p>2 前項の場合において、同項第六号から第十一号までに掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に屬するものを、同項第十三号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に屬するものを除くものとする。</p>	<p>る法律（平成十九年法律第二十二号）第十四条第一項の規定に基づく検査に關すること。</p> <p>三（略）</p> <p>（市場課の所掌事務）</p> <p>第十二条 市場課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十（略）</p> <p>十一 有価証券の売買又は市場デリバティブ取引に關すること。</p> <p>十二 外国市場デリバティブ取引に關すること。</p> <p>十三・十四（略）</p> <p>2 前項の場合において、同項第六号から第十号までに掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に屬するものを、同項第十三号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に屬するものを除くものとする。</p>
--	--

三 金融庁設置法第四条第三号才に規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第三百八号）

改正案	現行
<p>金融庁設置法第四条第三号クに規定する指定紛争解決機関を定める政令</p> <p>金融庁設置法第四条第三号クの政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一 十五（略）</p>	<p>金融庁設置法第四条第三号才に規定する指定紛争解決機関を定める政令</p> <p>金融庁設置法第四条第三号才の政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一 十五（略）</p>

## 附 則

この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年十一月二日）から施行する。